



# 原子力利用の取組に係る 国民・地域社会との共生に向けて

---

平成24年5月23日  
内閣府 原子力政策担当室



# 事故前における原子力と国民・地域社会の共生に係る取組に対する評価について

## 【現原子力政策大綱の考え方について】

- 原子力の研究、開発及び利用を進めるには、
  - 取組に対する国民と地域社会の理解と信頼が必要であること
  - 原子力に関する学習・理解の機会の提供に工夫が必要であること
  - 自助・自立を基本方針とする地域開発の取組への参加・協力が重要であること 等の認識の下、以下の6項目の取組について、様々な工夫、充実を図る等の方向性を示した。

透明性の確保、広聴・広報の充実、学習機会の整備・充実、国民参加、国と地方の関係、立地地域との共生

## 【取組に対する政策評価】

- 2007年には各取組に対する政策評価が行われ、喫緊に取り組むべき課題として、
  - 原子力施設の情報を通常時・緊急時を問わず国民目線で発信すること
  - 原子力や放射線利用に関する基礎情報の学習機会を充実させること
  - 原子力政策・施策の決定過程における国民との意見交換と決定後の説明を徹底すること
  - 政府は全国の広域自治体及び基礎自治体との間あるいは国民との間で原子力政策に関する相互理解を促進すること
  - 国と自治体は安定した豊かさのある地域の発展に向けて広域かつ多様なネットワーキングを充実するよう取り組むこと 等

が指摘された。



## 重点課題と今後の取組のあり方について

- 現在、重大な原子炉事故が内外の社会に極めて深刻な影響を及ぼしている。
- 今後、原子力発電への依存度低減の基本方針の下でエネルギー供給部門における原子力発電の中長期的役割が国民的議論を経て決定される。
- こうした深刻な影響を及ぼしている状況にあって、この役割を達成するよう、原子力の研究開発利用を推進していくためには、この状況を作り出した当事者としての深い反省の下に、既になされ、これからもなされるこの重大事故の根本原因分析から得られた/得られる教訓を踏まえて取組のあり方の改革を進めるとともに、以下の課題にも重点的に取り組むことが必要である。



## 重要課題の整理(1/2)

- 除染や避難の現状など、現に問題となっていることに目を向けること、避難道路や支援道路の整備が十分でないこと、人々の様々な思いや疑問に答える仕組みの構築、国や自治体への不信感への対応が必要である。



- (1) 被災地の復旧・復興
- (2) 原子力防災対策の抜本的見直し

- 信頼される原子力安全確保の取組が必要である。



- (3)-1 信頼される国の安全規制活動
- (3)-2 信頼される事業者の安全確保活動
- (4) 政府の決定や取組に関する広聴、広報活動の強化

- 原子力の定義、危険性やリスク・廃棄物等の教育、課題・問題・技術的限界などを含めた原子力の全体像に関する国民との情報共有が必要である。



- (5) 双方向コミュニケーション活動の充実
- (6) 国民のための学習機会の整備・充実
- (7) セキュリティ情報の取扱い



## 重要課題の整理(2/2)

- 策定会議における利害関係者のあり方の検討、会議の透明性の確保、周辺自治体あるいは広域自治体にも原子力安全への不安があることを認識すべき。



(8) 原子力政策に関する審議会のあり方の検討  
原子力委員会の役割についての検討

- 原子力発電への依存度を低減する時代における原子力施設立地地域の持続可能な発展のための支援のあり方、電源立地地域対策交付金のあり方について、総合的な検討が必要ではないか。

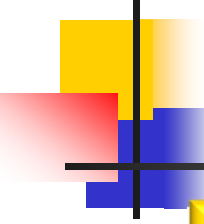


(9) 国と地方自治体との関係  
(10) 電源立地地域対策交付金制度等の検討

- 今後、原子力発電を進めるに当たって、原子力関係者が心すべき重要課題。



(11) 使用済燃料の貯蔵能力の拡大  
(12) 深い反省に基づく取組の推進



# 今後の取組のあり方(案)

## (1)被災地の復旧・復興

- ◆ 国は、被災市町村及び被災者と意見交換を行いつつ、被災地の復旧・復興に全力で取り組むべき。
- ◆ 国は、前面に立って被災地域の速やかな除染の取組を推進し、被災地の生活基盤復旧の前提条件を整備すべき。
- ◆ 国は、責任を持って必要な機器及び人員を整備し、住民への継続的な健康調査、特に、子供の被ばく調査を重点的に行うべき。

- 市町村の区域を超えた原子力災害の発生によって、住民及び自治体は極めて大きな負担を強いられている。住民においては、家族、友人、地域のコミュニティ等が分断され、慣れない環境での生活を余儀なくされている。特に、避難先での慣れない生活に加え、就学環境の激変により、子供たちが強い精神的ストレスを受けていることが懸念される。国は、原子力災害により避難を余儀なくされている住民が、このような慣れない環境の中で大きな不安を抱えながら生活していることを片時も忘れてはならない。
- 住宅・雇用・資金等の被災地の生活基盤復旧に必要な支援を行う一方、前面に立って被災地域の速やかな除染の取組を推進し、被災者の一日も早い帰郷や安全安心の確保を実現することに全力を尽くすべき。
- さらに、住民への継続的な健康調査を実施し、特に、子供の被ばく調査を重点的に行い、将来にわたる健康への不安を解消すべき。

# 今後の取組のあり方(案)

## (2)原子力防災対策の抜本的見直し

- ◆ 国は、複合災害時においても有効に機能する原子力防災体制を構築すべき。
  - ◆ 国は、広域原子力災害に備え、広域避難に係る避難先・避難経路・避難方法及び原子力災害被災地域への救援物資の輸送方法・計画等を国の責任においてあらかじめ設定し、一元的に管理すべき。
- 
- 今回の防災対策・対応について調査・検証を行い、その結果を踏まえて防災指針や危機管理体制等を抜本的に見直した上で、通信手段及びオフサイトセンター施設の機能強化及び代替防災拠点の整備を行い、複合災害時においても有効に機能する体制を構築することが不可欠である。
  - 情報ネットワークシステム全体の多重化・多様化、影響評価範囲の広域化等の強化を図り、緊急時に市町村へ確実に情報を提供できる体制を整備すべき。
  - また、広域原子力災害に備え、広域避難に係る避難先・避難経路・避難方法及び原子力災害被災地域への救援物資の輸送方法・計画等を国の責任においてあらかじめ設定し、一元的に管理すべき。

## 今後の取組のあり方(案)

### (3)-1 信頼される国の安全規制活動

- ◆ 国は、原子力安全規制行政組織の改革を速やかに実施すべき  
その後も、国会事故調査委員会等の報告・提言がなされた場合においては、これを踏まえた改革を実施すべき。
  - ◆ 国は、安全確保の取組／基準体系の高度化を目指すロードマップを随時に改定し、事業者の取組が着実に安全確保の一層の向上に繋がるよう規制していくべき。
  - ◆ その過程において、国は、規制の取組について、国際社会の権威ある組織、専門家の評価を適宜受けるべき。
  - ◆ 国は、これらの取組及び規制している施設の安全性についての情報を国民に示すべき。
- 福島第一原子力発電所事故は多くの国民に原子力に対する嫌悪感を引き起こし、原子力施設の周辺に居住している人々に不安感を与えている。この状況において、今後とも原子力の研究、開発及び利用の取組を進めていくためには、安全規制行政組織の改革を通じて、研究、開発及び利用の前提となる安全確保を确实なものにしていかなければならない。あわせて、その規制の取組の妥当性が国際機関等によって評価される必要がある。



## 今後の取組のあり方(案)

### (3)-2 信頼される事業者の安全確保活動

- ◆ 事業者は、施設の安全確保について自ら厳しい対策を講じ、これを遵守するという不断の取組を周辺住民に示し、信頼の回復に努めるべき。また、そうした取組を誘導する仕組みを整備すべき。
  - ◆ 事業者は、原子力安全の目標の一つに『居住できない土地汚染が広域にわたって発生することを防止すること』を掲げ、追求すべき。
- 事業者は、国の保安対策以上に自ら厳しい対策を講じ、これを遵守するという不断の取組を周辺住民に示し、信頼の回復に努めるべき。
    - 例えば、米国では、電気事業者が、1979年3月のTMI事故を契機として原子力発電所の安全性及び信頼性の向上のための支援組織として原子力発電運転協会（INPO）を設立し、高い専門性を有する組織によって、プラント評価活動、訓練計画の評価・認定、事象解析、緊急時対応等への支援、世界規模のコンピュータ・ネットワークによる情報の交換を行うとともに、その評価を事業者の負担する原子力損害保険金の査定に反映している。
  - 原子力施設の活動においては、平常時のみならず事故時においても地域住民や国民の安全を確保することが必須である。事業者は、原子力安全の目標を事故の未然防止に置くことはもとより、深層防護の最外層においては「万が一重大な事故が発生しても居住できない土地汚染が広域にわたり発生することを防止すること」を目的に置き、その達成に向けた取組を国民に示すべき。

## 今後の取組のあり方(案)

### (4) 政府の決定や取組に関する広聴、広報活動の強化

◆ 政府は自ら、原子力施設の周辺に住む人々との間で、施設が環境又は社会にもたらすリスクについて情報を共有し、相互に意思疎通を図り、あわせて国、地方自治体、事業者の間で安全に係る活動や関連する事業計画等の情報を共有する取組を定期的に行うべき。

- 政府は自ら、原子力施設の活動における原子力の安全性及び放射線防護に関する調査、情報収集及びそれらの評価を行い、原子力施設の周辺に住む人々との間で、その情報を共有し、相互に意思疎通を図り、あわせて政府、地方自治体、事業者の間で安全に関する活動や関連する事業計画等の情報を共有する取組を定期的に行うべき。
  - 米国原子力規制委員会(NRC)の場合には、原子力施設所在地においてNRCがその施設に対して行う取組(審査、安全評価、運転監査、検査)の結果の説明と質疑応答の機会を設けている。
  - フランスの場合には透明化法に基づき、立地県議会議長が設置する地域情報委員会において規制当局が活動の説明義務を負っている。また、原子力安全規制当局や地方の様々な諮問委員会も、この場に地域における原子力活動に関して諮問している(次ページ参照)。



## 参考例：フランスで設置が義務づけられている地域情報委員会※

- フランスの地域情報委員会は、原則的に、原子力基本施設がある地域の県議会議員、市町村議会議員、県選出の国会議員等、並びに環境保護団体、経済団体、労働組合、医師及び専門家団体の代表者からなる。原子力の安全及び放射線防護に関する国の機関の代表者及び事業者は、出席し、発言することはできるが、決定権は持たない。
- 地域情報委員会は、県議会議長の決定によって（原子力施設が複数の地域にまたがっている場合には、当該複数県の県議会議長の共同決定によって）設置される。そして、県議会議長は地域情報委員会のメンバーを任命する。地域情報委員会は、県議会議長又はその議長が任命する1人の県議会議員が主宰する。
- 原子力安全庁及び関係省庁は、原子力施設が設置されている地域でのすべての事業計画について地域情報委員会に諮問することができる。また、地域情報委員会は、健康、衛生及び技術的な問題に関して権限を有する県の委員会からの諮問を受け、それに答申することができる。この諮問は、住民からの意見聴取が必要な事業計画においては義務となっている。
- 地域情報委員会では、委員会としての定例会や年次総会のほか、事業者・地方公共団体及び住民との間の意見交換会、環境モニタリングの実施、事業者主催の防災訓練時のオブザーバー派遣や実施状況の監督、地域住民を対象とした定期刊行物発行、インターネットを通じた情報公開を実施している。

※フランス共和国、原子力に関する透明性及び安全性に関する2006年6月13日の法律第2006-686号、第22条により設置・運営される

## 今後の取組のあり方(案)

### (5) 双方向コミュニケーション活動の充実

- ◆ 国、事業者等は、原子力の研究、開発及び利用に関して国民や地域社会と議論し、認識を共有する双方向コミュニケーション活動を進めていくべき。
- ◆ その際、国、事業者等は、国民や社会からの意見を聴く方法について工夫すること。また、電力の供給地と消費地の人々の相互理解、絆の確認が重要であることを念頭に置くことが重要。

- 国、事業者等は、原子力の研究、開発及び利用に関して国民や地域社会と議論し、認識を共有する双方向コミュニケーション活動を進めていくべきである。
- この際、安全確保の活動等の取組の確認のみならず、失敗の反省など活動をきめ細かく発信するとともに、国民や社会からの意見を聴くことにも十分配慮することや、電力の供給地と消費地の人々の相互理解、絆の確認が重要とされていることを念頭に置くことが重要である。

## 今後の取組のあり方(案)

### (6) 国民のための学習機会の整備・充実

- ◆ 国は、放射線や原子力の安全確保とエネルギーに関する学校における指導の充実が図られるよう、教育支援の充実に取り組むべき。
  - ◆ 地方公共団体にはこうした支援制度を積極的に活用することを期待。
  - ◆ 国、事業者及び研究開発機関は互いに連携を図り、国民の原子力とエネルギーに関する生涯学習の機会を多様化し、これまでの取組に対する批判を真摯に受け止めつつ、一層充実することに取り組むべき。
- 国は、児童・生徒の教育段階に応じて、放射線や原子力の安全確保とエネルギーに関する小・中・高等学校における指導の充実が図られるよう、原子力やエネルギーに関する教育の支援の充実を引き続き取り組むべきである。地方公共団体にはこうした支援制度を積極的に活用することを期待する。
  - 国、事業者及び研究開発機関は互いに連携を図り、ウェブサイトの充実をはじめとして、国民の原子力とエネルギーに関する生涯学習の機会を多様化し、一層充実することに取り組むべきである。その際、これまでの取組について原子力の安全神話との批判がなされている点を真摯に受け止めて対応すべき。
  - 知識の普及には実体験の機会が重要であるから、原子力研究施設や科学館、博物館等が原子力の安全確保、廃炉、放射性廃棄物の管理と処分等を含む取組に関し、この機会を提供する場として活用されることを期待する。



## 今後の取組のあり方(案)

### (7) セキュリティ情報の取扱い

- ◆ セキュリティを所掌する規制機関は、核セキュリティの強化に伴い、関連情報の秘密を設定することについて、その趣旨を国民へ周知徹底することに努めることが重要。
- ◆ 同規制機関は、セキュリティ情報の厳格かつ適正な運用に努めることが重要。
  - 我が国には、商業用原子力発電施設のみならず、研究開発、廃棄物処理等に係る原子力施設が多数存在し、核物質や放射性同位元素を取り扱っている。同時に、その取扱いに関する様々な情報を管理する取組も行われている。
  - こうした取組においてはオープンで透明な取組が必須であるが、同時に、国際的な核セキュリティの強化の動きに伴い、関連情報に秘密を設定することが規範になっていることに留意する必要がある。
  - これを所掌する規制機関は、そうした情報の取扱いについて、その趣旨の周知徹底に努めるとともに、秘密の範囲に関する国の確認状況等を学識経験者等の第三者に対して説明し、それが公共の福祉の観点から妥当であるとの評価を得る等により、その厳格かつ適正な運用に努めることが重要である。

## 今後の取組のあり方(案)

### (8)原子力政策に関する審議会のあり方の検討(1/2) 原子力委員会の役割についての検討

- ◆ 原子力委員会は、審議の公正性の分かりやすさの観点から、専門部会の構成のあり方、事務局のあり方などを見直すべき。
  - ◆ 原子力基本法や原子力委員会設置法、原子炉等規制法が改定されること、エネルギー政策や科学技術政策の決定過程が変化してきていることをも踏まえて、原子力委員会の使命について自問するべき。
- 
- 原子力利用に係る施策の審議のための専門部会の構成員には、原子力産業界の原子力教育研究に従事している者、特に原子力産業界から研究費を受け取っている研究者等、部会の結論に個人的な利害関係を有すると見られる者は加えるべきではないとする意見がある。そういう人々はバイアスの掛かった発言をすると見なされ、審議が客観的であると評価されないおそれがあるとの理由からである。また、原子力委員会事務局に関連産業界から出向している職員がいることについても問題提起がなされている。こうした部会の構成のあり方、事務局のあり方などについて、国民の疑義・誤解を生じないように改善に努めることが重要である。
  - エネルギー政策や科学技術政策の決定過程が変化してきている。将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目指す原子力の研究、開発及び利用に係る国の施策を企画、審議、決定することを任務とする原子力委員会は、こうした規制・誘導策をめぐる状況変化に対して、そのあり方を変えていくべき。

## 今後の取組のあり方(案)

### (8)原子力政策に関する審議会のあり方の検討(2/2) 原子力委員会の役割についての検討

◆ 国は、国民参加の新たな仕組みを構築することを目指し、国民参加による社会意思決定の新たな手法等についての調査・研究・実践を進めるべき。

- 国は、今後も引き続き、審議会等における政策の審議・検討の場を公開してその透明性を確保し、公聴会や意見募集を行い、政策決定過程への国民参画の機会を用意することに誠実に取り組んでいかなければならない。
- そのためには、国民参加による社会意思決定の新たな手法等についての調査・研究や、それらの手法の実証を試みるなど、当該分野の研究・実践を促進し、専門家を育成することが重要である。国民参加の新たな仕組みを構築することを目指し、これらの研究や実践を進めるべきである。
- なお、政府の意思決定や情報公開、国民参加のあり方に係る、諸外国の新たな取組の例として、米国の「オープン・ガバメント・イニシアチブ」、英国の「パブリック・コンサルテーション・プロセス」等がある。



# 今後の取組のあり方(案)

## (9) 国と地方自治体との関係(1/2)

◆ 国は、原子力施設の立地自治体が、原子力施設事業者、大学をパートナーとして活用し、地域の特性を生かした新たな地域発展の取組を提案した場合、この取組が効率的・効果的に進められるよう、必要に応じて支援する仕組みを検討すべき。

- 地域開発政策においては、自助と自立を基本方針に、地域特性や住民ニーズを踏まえて活性化を図る地域の取組が重要視され、それに向けて国が支援する仕組みが用意されている。原子力施設の立地地域においては、事業者、大学を含む研究開発機関が地域のこうした取組にパートナーとして参加し、「共生」を目指す動きもある。
- 今後、原子力発電への依存度低減への政策変更により、寿命を迎える発電所が増えて廃炉が本格化し、これまでとは異なる時代にあることにがんがみるなら、立地地域の地方自治体が、原子力施設の将来の新たな建設を前提とした地域の活性化を目指すだけでなく、地域の特性をいかした新たな地域発展の取組を提案する場合が考えられる。
- これに当たっては、これまでの地域の取組に対する共生のパートナーである原子力施設事業者、大学は、新たな視点でも引き続きパートナーとして共生していくことが期待される。
- 国は、新たな地域発展の取組が提案された場合、この取組が効率的・効果的に進められるよう、必要に応じて支援する仕組みを検討すべき。

# 今後の取組のあり方(案)

## (9) 国と地方自治体との関係(2/2)

◆ 政策変更により施設廃止措置段階に急速に移行するなど、原子力施設の立地受入れを前提にした地域の持続的発展に大きく影響するような状況が生じる場合、国は、地方自治体が地域の持続的発展を目指すためのビジョンを改定し、新しい発展のあり方を考えることを支援する観点から、ある期間その影響を緩和するような移行措置を講ずべき。

- 原子力施設の立地自治体においては、交付金が交付されるとともに、原子力施設の建設のために道路等の関連するインフラの整備が行われ、更に雇用が増大する。また、固定資産税等の収入が増大するから、地域社会の開発計画実現のための資産を獲得することも可能である。さらに、環境モニタリングや施設の保守補修の取組のために整備される企業や学技術組織が、地域の発展に貢献することも期待できる。
- 最近に至り、地域の持続的発展を目指すためのビジョンを地域が自ら主体的に構築し、原子力施設が所在することを長期的、広域的、総合的な地域振興に生かしていくための取組が始まっている。その結果、当該地域に所在する事業者、若しくは広域的な関係のある大学や研究開発機関等は、その地域の一員としてその有する資源やノウハウを活用して、このような取組に企画段階から積極的に参加していくことが期待されている。
- しかしながら、今後、原子力発電への依存度低減への政策変更により、設置許可済みの原子力発電所の建設遅延・撤回や、立地している原子力施設の急速な廃止措置段階への移行などが起きると、地域社会の開発計画実現に影響するため、立地自治体は地域の発展を他の手段に求めなければならない。



## 今後の取組のあり方(案)

### (10) 電源立地地域対策交付金制度等の検討

◆ エネルギー政策の見直しの一環として、国は、交付金制度等の今後のあり方を検討すべき。

- この制度は、長期固定電源の設置及び運転の円滑化に係る理解促進を図るため、原子力発電施設等の立地自治体に対して交付金が支払われる制度である。これに関して、原子力委員会は、これまで、この制度がその趣旨に則って適切に運用されるよう、国に対して、不断の見直しを行うべきであるとしてきた。
- 現在、エネルギー政策の見直しが行われているのであるから、その一環として、国は、制度の趣旨を認識しつつ、今後のエネルギー政策に沿った新たな交付金制度等のあり方について今後検討されるべき。



## 今後の取組のあり方(案)

### (11) 使用済燃料の貯蔵能力の拡大

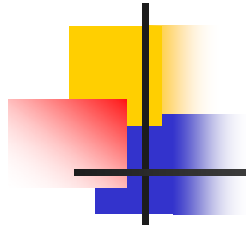
- ◆ 事業者は、電力の安定供給とバックエンドの準備の両面から使用済燃料の貯蔵が必須であることを踏まえ、現有する貯蔵設備・施設の制限・性能を勘案しつつ、使用済燃料を原子炉施設の内外に貯蔵する能力の拡大に努力する必要がある。
  - 原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料は、サイト内の設備あるいはサイト外の貯蔵施設で管理貯蔵される。
  - 現在、エネルギー政策の見直しが行われているが、どの様なサイクルオプションを選択したとしても、使用済燃料の貯蔵能力の拡大が必要であることは技術等検討小委員会より報告されている。



## 今後の取組のあり方(案)

### (12) 深い反省に基づく取組の推進

◆原子力界は事故及び事故後の状況を作り出した深い反省に基づき、原因を深く分析し、その結果を基に今後の取組のあり方について社会との対話を重ねる等、真摯に取り組むべき。



## 【参考1】

現原子力政策大綱の記載と取組に  
対する政策評価の提言（震災前）

## 原子力と国民・地域社会の共生(1/3)

### 【透明性の確保】

- 国、事業者及び研究開発機関は、安全管理の取組や発生した異常事象を公開することが重要。また、関心を有する人がそれらに関する文書を閲覧できるようにウェブサイト等を充実していくべき。
- 国民、地域社会の人々に対して安全確保の活動に関して十分に説明し、意見交換すること、安全管理に関する活動に関して作業者に十分説明すること等の活動は確実に実施されるべき。

### 【広聴・広報の充実】

- 国、事業者等は、広聴活動を国民、地域社会との相互理解を図る活動と付け、意見等を踏まえた広報や対話の活動を進めていくべき。
- 国、事業者は、電力の供給地と消費地の人々の相互理解のための活動を強化するなどの工夫を凝らしつつ、多面的な理解活動を引き続き行っていくべき。
- 国が委託して実施する広聴・広報事業について、これまでの取組を反省し、抜本的に見直すとともに、真摯に取り組んでいく必要がある。



## 現原子力政策大綱※の記載

# 原子力と国民・地域社会の共生(2/3)

### 【学習機会の整備・充実】

- 国、事業者及び研究開発機関は互いに連携を図り、原子力とエネルギーに関する生涯学習機会を多様化・充実し、学習機会の存在を国民に広く知らせることが重要。
- 国、事業者及び研究開発機関は、原子力に関する知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材の育成を計画的に行うべき。
- 国は、児童・生徒の教育段階に応じて、エネルギーに関する学校における指導の充実や、教育の支援制度の充実に取り組むことが重要。また、国及び地方公共団体は、非営利組織がエネルギーや原子力に関する自律的な活動を行うための環境の整備を検討すべき。

### 【国民参加】

- 国は、政策決定過程への国民参画の機会を用意することに誠実に取り組み、広聴・広報活動と連携し国民にとって効果感のあるものにしていくことが重要。
- 地方公共団体にて行われる住民との相互理解を深める様々な活動に対し、国、事業者や研究開発機関は誠実に協力していくべき。



## 原子力と国民・地域社会の共生(3/3)

### 【国と地方の関係】

- 国や事業者等は、地域社会に対して国の原子力政策や施設の安全確保のための活動の内容を丁寧に説明し、対話を重ねることが重要。
- 国や事業者等は、地方公共団体が地域住民の立場に立って事業者の安全確保活動や国の規制活動を把握する取組に協力すべき。
- 地方公共団体には、国と密接な連携を図っていくこと、地域住民と国や事業者等との相互理解が着実に進むよう適切な措置を講ずることに期待。

### 【立地地域との共生】

- 関係者は立地地域の発展についてのビジョンを理解し、その上で自らの活動についての理解と協力を得るために相互理解活動を行うことが重要。
- 国は、交付金が活用された事業の透明性の向上を図るとともに、こうした事業が一層効率的・効果的に行われるよう、不断の見直しを行うべき。
- 当該地域に所在する事業者、若しくは広域的な関係にある大学や研究開発機関等は、その地域の一員であるという自覚の下に、資源やノウハウを広く活用してパートナーとして積極的に参加していくことを期待。

# 2007年の政策評価※で確認した取組の状況 国民・地域社会の共生に関する取組の状況(1/3)

## ■ 透明性を高める活動や、広聴・広報活動の実施



原子力政策大綱の見直しの必要性についてご意見を聴く会in青森の様子



市民参加懇談会 in 御前崎の様子



公開フォーラム「食品への放射線照射について」の様子(東京会場)

## ■ 学習機会の整備・充実

簡易放射線測定器の貸出



原子力・放射線に関する教職員向けセミナー



※原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価(2007)より

# 2007年の政策評価※で確認した取組の状況

## 国民・地域社会の共生に関する取組の状況(2/3)

- 立地地域における住民説明会、周辺環境における放射線モニタリング等



川内原子力発電所3号機の設置に係る第一次公開ヒアリングの様子



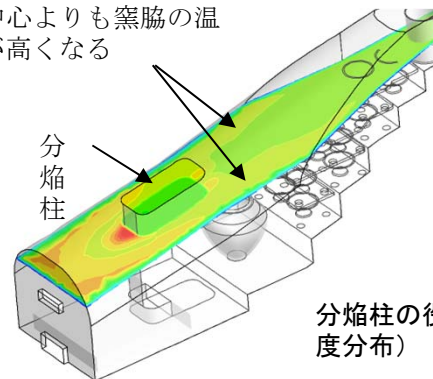
可搬型モニタリングポストによるモニタリングの様子

- 原子力を地域振興に活用する取組



越前焼陶芸に関する技術交流

窯中心よりも窯脇の温度が高くなる



もんじゅの技術開発で開発・蓄積された解析技術などを用いて、窯内の温度分布、酸素濃度、灰の流れ、酸化・還元の様子などを計算機シミュレーションにより可視化。

経験や言い伝えで引き継がれてきた「焼き」の技術の科学的な解明に取り組んでいる。

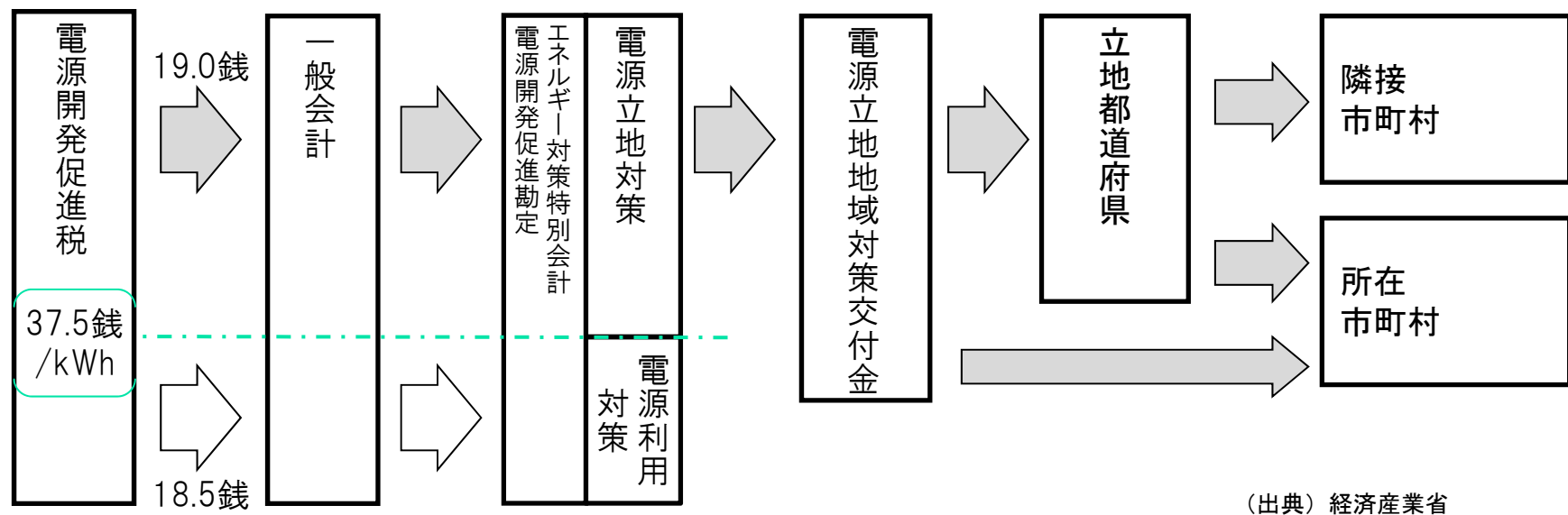
分焰柱の役割を裏付ける熱流動解析結果(温度分布)

※原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価(2007)より

2007年の政策評価※で確認した取組の状況

## 国民・地域社会の共生に関する取組の状況(3/3)

- 電源立地地域対策交付金は、電気の消費者が負担する電源開発促進税を財源として、発電用施設の立地及び運転の円滑化のため、電源立地自治体に交付される。電源立地自治体の裁量により、公共用施設の整備等のハード事業から福祉対策等のソフト事業まで、幅広い事業の実施が可能。
- 平成22年3月及び8月に自治体のニーズを踏まえて大幅に用途を拡大。



※第1回新大綱策定会議、資料第5号、p55(2010.12.21)より



## 2007年の政策評価結果※

# 原子力と国民・地域社会の共生の取組に対する主な提言(1/2)

- 透明性の確保、広聴・広報の充実
  - 事業者及び研究開発機関は、国民やマスメディアから施設の運転状況等に関して高い関心が寄せられる場合には、原子力施設の異常事象等に至らない場合においても、国民の目線に立って情報を発信すること
  
- 学習機会の整備・充実、国民参加
  - 文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関、学会等は、国民各層が原子力等に関する基礎情報を学習する機会、場所の提供を充実すること
  - 内閣府、文部科学省、経済産業省等は、政策決定過程において一層透明性を高くし、国民の関心を高め、意見を広く聴く努力を行うこと
  
- 国と地方との関係
  - 国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者は、地域の実情に即したニーズや問題点等について情報を共有し、意見交換の機会と内容を充実して、原子力政策に関する相互理解を進め、政策の推進に必要な信頼関係を構築すること
  - 内閣府、文部科学省及び経済産業省は、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長及び住民とも、原子力施設立地の国策上の位置付け等、原子力政策に関して一層の相互理解を進める取組を行うこと

※原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価(2007)より



2007年の政策評価結果※

## 原子力と国民・地域社会の共生の取組に対する主な提言(2/2)

### ■ 立地地域との共生

- 文部科学省及び経済産業省は、当該地域の地方自治体や住民の熱意やアイデアを尊重し、多彩で使いやすい政策メニューの整備に努めること
- 文部科学省及び経済産業省は、交付金制度の不断の見直しを図るとともに、国民と認識を共有するため、地方自治体による評価の内容を一層広く周知すること

※原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価(2007)より



# 他分野の取組の政策評価における 原子力と国民・地域社会の共生に関する提言(1/2)

## 【エネルギー利用】※1

- 社会環境等の変化を踏まえた立地地域社会と共存する仕組みの見直しと強化
  - 国と電気事業者は、立地地域社会と原子力施設が共存していく仕組みを人々の価値観や社会環境の変化を踏まえ見直し、あるいは強化していくべき
  - 国、関係機関等が行っている原子力施設の安全性と必要性に関する広聴・広報活動等は、地域社会との相互理解に達することを目指す観点から絶えず改良と改善を行いつつ、継続的に推進されるべき

## 【放射性廃棄物の処理・処分】※2

- 学習機会の充実
  - 関係行政機関等は、処分の必要性や安全性について国民が学習できる機会や双方向の情報交流の機会を充実するなどして相互理解活動を推進するべき
- 安全な処分の実施に向けた取組
  - 事業者及び関係行政機関はガラス固化体の品質と安全確保との関係について、国民にわかりやすく説明をすることが重要であり、なるべく早い段階から、処分の安全に係る審査の基本的考え方や関連する技術的要求のあり方について意見交換を行うべき

※1 原子力政策大綱に示しているエネルギー利用に関する取組の基本的考え方の評価(2009)より

※2 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価(2008)より



## 他分野の取組の政策評価における 原子力と国民・地域社会の共生に関する提言(2/2)

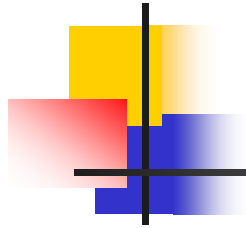
### 【放射線利用】※

#### ■ 国民の理解促進

- 関係行政機関等は、放射線利用に関する国民の理解促進を図るため、放射線利用の効用等についても丁寧に説明すること

※ 原子力政策大綱に示している放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価(2010)より





## 【参考2】 新大綱策定会議における委員から のご意見



## 新大綱策定会議における委員からのご意見(1/6)

- SPEEDIの情報提供や線量測定が迅速に行われなかったこと、不十分な除染、避難されている方々の現状など、現に問題となっていることを議論することが、国民の理解を得るために必要な活動である。(金子委員)
- 原子力施設の立地地域は比較的交通の便がよくないところが多く、避難道路や支援助路が整備されていないところもある。(河瀬委員)
- 事故後の情報発信に問題が多かった。様々な組織のホームページに、様々な数値が公表されたが、数値だけ出されてもわからない。人々の様々な思いや疑問に双方向で答える仕組みを国として作ってはどうか。国ではなく学術界の仕事であるというなら、そういう活動を国が支援すべき。(知野委員)
- 自治体は十分な情報が提供されないままで住民避難を余儀なくされたことにより、国や事業者に対して不信感を抱いている。(河瀬委員)
- 隣接している自治体とも連絡を取っているが、原子力発電所は立地自治体だけの問題ではない。これからの原子力政策がどういう方向になろうとも、立地自治体が孤立することがないようにしてほしい。(河瀬委員)

※第17回新大綱策定会議、資料第4-1号「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理(案)」(2012.4.24)、政策課題領域(2)国民の信頼を醸成するための取組及び(3)原子力事業者と立地自治体が共生していくための取組、に対する主なご意見より



## 新大綱策定会議における委員からのご意見(2/6)

- 国民全体に不信感が広がっている。国として正確な情報発信と安全に対する国の取組を強くアピールしてほしい。(河瀬委員)
- 福島第一原発事故で大きな被害が発生したこと、地震についても津波についても、従来の想定では耐えられないとの再三の専門的指摘がされていたが、原子力委員会も、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院も、事業者もこれらを真摯に受け止めなかった。原発震災被害は天災ではなく人災であるといわれるゆえんである。  
このことは事業者である東京電力の問題だけではなく、安全審査を行う原子力安全委員会及び原子力安全・保安院において、ただちに規制強化を図り、東京電力に対応を強制しなかっただけでなく、新設原発に求める水準をバックフィットする規制にしていなかったことも問題である。さらに、規制を定め、政策化しなかった点で、原子力委員会も責任がある。  
今後は、原子力委員会も、安全性の担保に関し合理的な疑いを持つ知見があれば、安全サイドに立ち、重大事故を二度と起こさない覚悟で積極的に検討していく責任がある。(浅岡委員)

※第17回新大綱策定会議、資料第4-1号「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理(案)」(2012.4.24)、政策課題領域(2)国民の信頼を醸成するための取組及び(3)原子力事業者と立地自治体が共生していくための取組、に対する主なご意見より



## 新大綱策定会議における委員からのご意見(3/6)

- 原子力発電に係る危険性やリスク、廃棄物処理の現状、コスト等についても、客観的な情報が教育で提供されるべき。(浅岡委員)
- 今回の事故で明らかになった課題、問題点、技術的限界などを含めて、日本の原子力全体の構図を人々がつかめるような形で書くことが必要ではないか。(知野委員)
- 原子力の一番の問題は、なぜ原子力が必要で、どのように安全を確保しているか、どうやって利益を分かち合っているかという全体像が国民と共有できていないことだ。(山名委員)
- 全体的に国民の理解を訴えているが、もっと強い姿勢が必要。コンセンサス会議、リスクコミュニケーションなどの試みを形だけのものにしないことが必要である。(知野委員)
- 現在の原子力政策は難解な言葉が多いため、国民に理解してもらう意味でも、わかりやすい言葉を使用すべきである。(南雲委員)

※第17回新大綱策定会議、資料第4-1号「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理(案)」(2012.4.24)、政策課題領域(2)国民の信頼を醸成するための取組及び(3)原子力事業者と立地自治体が共生していくための取組、に対する主なご意見より



## 新大綱策定会議における委員からのご意見(4/6)

- 原子力関連の利害関係者が産業のアピールをして原子力政策を決定するのはいかなものか。(金子委員)
- 原子力委員会事務局及び本策定会議は、原子力を推進する業界とその関係者が多く、国民意識を反映するバランスがとられているとは言えない。原子力政策に対する国民の信頼を得るためには、現在の新大綱策定会議の委員の選任プロセスそのものを問い直す必要がある。(浅岡委員)
- 現在、基本問題委員会などでは会議がオンラインで配信されている。本会議を含め、原子力委員会の関係においても実施されるべき。(浅岡委員)
- 国民の信頼を得るためには、原子力に係る政策の決定と実施のプロセスを抜本的に改める必要がある。(浅岡委員)
- 国民の信頼を得ていくには、停止中の原子力発電所の再稼動に当たって、福島第一原子力発電所事故を踏まえた新しい安全基準、設置基準を設定し、最大でも40年の経年で廃炉とし、それらとの適合性を確認した上、放射能が原子炉から漏れる事故の場合に深刻な影響を受ける地域自治体・府県を含む自治体及び国民の受容を経るプロセスが不可欠である。これを欠いたプロセスで再稼動がなされれば、国民の信頼を得ることは期待できなくなるだろう。(浅岡委員)
- 政策の中で立地地域がどうかかわるかを考え直さなければならない。少なくとも、周辺自治体あるいは広域自治体に十分な発言権が確保されることが必要である。(浅岡委員)

※第17回新大綱策定会議、資料第4-1号「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理(案)」(2012.4.24)、政策課題領域(2)国民の信頼を醸成するための取組及び(3)原子力事業者と立地自治体が共生していくための取組、に対する主なご意見より



## 新大綱策定会議における委員からのご意見(5/6)

- 福島第一原子力発電所事故の結果は、原子力は、第一次産業や観光産業の多い原子力発電所立地(周辺地域を含む)地域の持続可能な発展と相容れないことを示しているのではないか。(浅岡委員)
- 「原子力事業者と立地自治体が共生していく」というのは、原子力発電の将来的な継続を前提にするもので、適切な表現でない。廃炉に向けたプロセスの共有によって、共生の可能性を探ることができるのではないか。(浅岡委員)
- 廃炉に向けた経路を共有することが、原子力事業者と自治体との間の信頼関係を醸成できるのではないか。(浅岡委員)
- この数十年で再生可能エネルギーが拡大しているヨーロッパの地域では、畑の中に風車や太陽光発電が立地されるなど、地域が変化してきている。現在立地している地域の財政がこれまで大変だったとは思いますが、再生可能エネルギーの導入などにより、原子力に依存することなく地域経済を開いていく道があり得るのではないか。(浅岡委員)

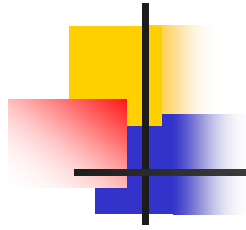
※第17回新大綱策定会議、資料第4-1号「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理(案)」(2012.4.24)、政策課題領域(2)国民の信頼を醸成するための取組及び(3)原子力事業者と立地自治体が共生していくための取組、に対する主なご意見より



## 新大綱策定会議における委員からのご意見(6/6)

- これまで原子力発電所を、財政難の地方自治体に対して犠牲を受け入れる対価として交付金を渡し、そして全体の利益が確保されるという制度が国策として進められてきた。これはあってはならないことである。(阿南委員)
- 原子力発電所を立地しても、一般的には人口は増えず、地域経済もそれほど活性化されない。一次産業が豊かになると言うこともなく、むしろ地域経済が原子力立地による交付金に頼るようないびつな形で運営されてきているのではないか。(伴委員)
- 立地計画から運転開始まで電源3法交付金が大きな役割を果たし、運転開始後は固定資産税が15年ぐらいでほぼ底をつき、25年経てばわずかな額になってしまう。問題なのは、一度膨らんだ財政規模を下げることができず、次々と引き受けてしまう状態になってしまうことである(金子委員)。
- 地域の特性などの様々な事情で財政力が低い自治体には交付税措置がある。立地交付金を受け取っているだけで悪者扱いされるのはおかしい。(河瀬委員)

※第17回新大綱策定会議、資料第4-1号「原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理(案)」(2012.4.24)、政策課題領域(2)国民の信頼を醸成するための取組及び(3)原子力事業者と立地自治体が共生していくための取組、に対する主なご意見より



## 【参考3】 自治体の方からのご提言





# ①全国原子力発電所所在市町村協議会からの要請項目の概要(1/3)

## (1)被災地の復旧・復興

- 国は、原子力災害により避難を余儀なくされている住民が慣れない環境の中で大きな不安を抱えながら生活していることを片時も忘れず、被災市町村及び被災者との意見交換を行いつつ被災地の復旧・復興に全力で取り組むこと。住宅・雇用・資金等の被災地の生活基盤復旧に必要な支援を行う一方、前面に立って被災地域の速やかな除染を実施し、被災者の一日も早い帰郷を実現すること。

## (2)安全規制体制の充実・強化

- 福島第一原子力発電所事故の発生により、原子力安全規制体制に対する信頼は大きく損なわれている。規制機関の実効性と透明性を高めるとともに、福島第一原子力発電所事故の徹底検証・知見の反映を行い、科学的・技術的知見に基づく安全基準を設定すること。事業者は万全の安全対策を実施すること、国と事業者はその内容を住民・国民に分かりやすく説明すること。



# ①全国原子力発電所所在市町村協議会からの要請項目の概要(2/3)

## (3)防災体制の強化

- 防災対策には自然災害と原子力災害の複合災害を考慮すべきとの問題提起にも関わらず、これまで対応が取られてこなかったことを反省し、今回の防災対策・対応について調査・検証を行い、その結果を踏まえて防災指針や危機管理体制等を抜本的に見直した上で、通信手段及びオフサイトセンター施設の機能強化並びに代替防災拠点の整備を行い、複合災害時においても有効に機能する体制を構築すること。SPEEDIネットワークシステム全体の多重化・多様化、評価範囲の広域化等の強化を図り、緊急時に市町村へ確実に情報を提供できる体制を整備すること。
- 広域原子力災害に備え、広域避難に係る避難先・避難経路・避難方法及び原子力災害被災地域への救援物資の輸送方法・計画等を国の責任においてあらかじめ設定し、一元的に管理すること。周辺市町村への連絡体制を強化し、国、道県、立地・周辺市町村、事業者が相互に連携できる体制を構築すること。新規避難道路の整備や既存道路の改良・整備を支援すること。発災時には、国及び道県が主導して、行政機能移転先の確保等、市町村をバックアップ出来る体制を構築すること。



# ①全国原子力発電所所在市町村協議会からの要請項目の概要(3/3)

## (4)住民対応の強化

- 市町村の区域を超えた原子力災害の発生によって、住民及び自治体は極めて大きな負担を強いられている。住民においては、家族、友人、地域のコミュニティ等が分断され、慣れない環境での生活を余儀なくされている。特に、避難先での慣れない生活に加え、就学環境の激変により、子供たちが強い精神的ストレスを受けていることが懸念される。さらに、災害時要援護者や医療機関入所者等の広域避難に当たっては、避難方法や受入先の確保に大きな困難が生じた。これらのことについて早期に整備・改善するとともに、再発を防止すること。
- 住民への継続的な健康調査を実施し、安心安全を確保すること。子供の被ばく調査を重点的に行い、将来にわたる健康への不安を解消すること。被ばく調査に必要な機器及び人員については、国の責任において配備すること。国民に対し、放射線の健康への影響等に関する正しい知識の普及に努めること。



## ②平成24年4月24日の大阪府知事及び大阪市長による原子力発電の安全性に関する提案(1/2)

- 大阪府、大阪市においては、持続可能な成長を支えるため、原子力から再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギー源への転換により、中長期的には原発依存度の低下を図り、真に「安定」「安価」、そして「安全」な、地域の特性に応じた新たなエネルギー社会の構築に向け、府市共同のエネルギー戦略の策定に取り組んでいます。
- 原子力発電については、福島第一原子力発電所の事故から1年が経過し、その影響が極めて深刻、広範かつ長期に及ぶ実態が明らかになっており、原子力災害が絶対にはないことを改めて強く認識しているところです。



## ②平成24年4月24日の大阪府知事及び大阪市長による原子力発電の安全性に関する提案(2/2)

- このことから、政府においては、原子力発電の安全性に係る下記の8点について、万全の措置を講じられることを求めます。
  1. 国民が信頼できる規制機関として3条委員会の規制庁を設立すること
  2. 新体制のもとで安全基準を根本から作り直すこと
  3. 新体制のもとで新たな安全基準に基づいた完全なストレステストを実施すること
  4. 重大な原発事故に対応できる防災基本計画と危機管理体制を構築すること
  5. 原発から事故の影響が見込まれる例えば100キロ程度の都道府県との協定を締結できる仕組みを構築すること
  6. 使用済み核燃料の最終処理体制を確立し、その実現に取り組むこと
  7. 電力需給について徹底的に検証し、その結果を開示すること
  8. 事故収束と損害賠償など原発事故で生じるリスクに対応できる仕組みを構築すること



### ③平成24年4月17日の京都府及び滋賀県知事による国民的理解のための原発政策への提言(1/5)

- 福島第一原子力発電所の事故は、福島県をはじめ日本に取り返しのつかない社会経済的、環境的影響を与えている。このあまりにも重い教訓を胸に、日本で、原子力災害を二度と起こしてはならないことをまず強く訴えたい。
- こうした中、大飯発電所の再稼働が問題になっているが、京都府と滋賀県は、大飯発電所に隣接し、万一の事故に備えて防災対策を重点的に実施すべき「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)に、京都府域では6.8万人の人口が居住し、滋賀県は近畿1450万人の命の水源地である琵琶湖が含まれる。いったん事故が起きれば、私どもも立地地域同様大きな被害を受けることになる「被害地元」ともいうべき地域である。
- 私どもは改めて、この間福井県が背負ってきた多くのご苦労に対し心から感謝申し上げますところですが、国のエネルギー政策を左右するこの問題の解決に当たっては、国民的な理解が不可欠であると考えている。しかしながら、政府において、未曾有の被害を及ぼした福島原子力発電所の事故原因究明とその対策を十分に踏まえた国の原子力防災基本計画が示されていない段階にあり、原子力発電の安全性や再稼働の必要性を含め、国民への説明は未だ不十分であり、再稼働への国民的理解が得られているとは言い難い状況にある。



### ③平成24年4月17日の京都府及び滋賀県知事による国民的理解のための原発政策への提言(2/5)

- こうした状況を踏まえ、私たちは再稼働の判断に当たって、国民的な理解のために、以下の項目の実現が必要であることを提案するものである。
- 1. 中立性の確立～政治的な見解ではなく信頼のおける中立的な機関による専門的な判断を～
  - エネルギー供給対策と安全対策を一つの官庁で行なうことは利益が相反する場合があります、原子力規制庁の早期設置が必要である。未だできていないことは大変遺憾であるが、少なくともそれに匹敵する、原子力安全委員会や専門家の客観的かつ明確な意見が政治的な判断の基礎として重要不可欠であると考えます。また、今夏の電力需給状況についても、事業者の提出資料だけで判断するのではなく、第三者委員会を設け、公平にその需給状況を点検することが必要である。
  - 更に確固たる安全体制づくりに向けて、地元自治体と地元住民参加の仕組みの創設を図り、安全性を住民とともに追求する意識の醸成を図るべきである。



### ③平成24年4月17日の京都府及び滋賀県知事による国民的理解のための原発政策への提言(3/5)

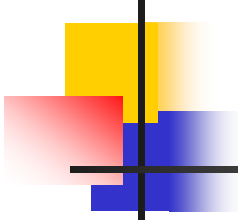
#### 2. 透明性の確保～国民の納得できる情報公開を～

- 福島原発事故の詳細なデータの公表、事故原因の徹底した解明と公表、電力需給状況に係る資料の完全な公開など、国民理解を得るためには、まず国民の判断基準となる情報を徹底的に公開すべきである。

#### 3. 福島原発事故を踏まえた安全性の実現～免震事務棟、防潮堤などの恒久的な対策ができていない段階における安全性の説明を～

- 福島原発事故の原因追及を徹底し、政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の最終報告を本来待つべきである。それだけに、大飯発電所3・4号機については、これまでに実施された応急措置(基準1、基準2)と恒久措置(基準3)の関係を明らかにし、恒久措置に代わる安全性が担保されているか、恒久措置の実行が担保されているか、また、その過程は適切かなど、再稼動の問題点を明らかにすべきである。





### ③平成24年4月17日の京都府及び滋賀県知事による国民的理解のための原発政策への提言(4/5)

4. 緊急性の証明～事故調査が終わらない段階において稼働するだけの緊急性の証明を～
  - 今夏の電力需給状況については、第三者委員会の意見を踏まえた客観的データ等による検証を行うとともに、需要のピークカット対策の強化や、電力確保対策の積み上げを徹底して行うべきであり、中長期的な確保策も含め国民に全体像を示すことにより、国民の参加・協力を求めるべきである。
  
5. 中長期的な見通しの提示～脱原発依存の実現の工程表を示し、それまでの核燃料サイクルの見通しを～
  - 長期的なエネルギー計画の作成とエネルギー供給体制の透明化、自由化、民主化に関する対策を示すとともに、再生可能エネルギーや新産業の育成により、国際的にも最先端のエネルギー環境産業の推進を図るべきである。特に関西は、再生可能エネルギーや蓄電技術の先端産業集積が進んでおり、地元産業の育成、支援を図るべきである。
  - また、使用済み核燃料については、大飯発電所でも、あと6・7年で使用済み核燃料プールは満杯となる。最終処理体制の確立に国として真剣に取り組み、その工程を示すべきである。更に、旧型の原発や老朽化した原発、地震・津波による危険性が高い地域に立地する原発の廃炉計画などを示し、政府の主張する「脱原発依存」社会への移行を目指した工程表を提示すべきである。



### ③平成24年4月17日の京都府及び滋賀県知事による国民的理解のための原発政策への提言(5/5)

6. 事故の場合の対応の確立～オフサイトセンターの整備やマックス2、スピーディなどのシステムの整備とそれに伴う避難体制の確立を～
  - 事故を起こさない事が何よりも重要であるが、起きた時の対策も福島原発事故を踏まえて早急に構築すべきであり、その際には、機能しなかったオフサイトセンター、情報提供されなかったスピーディの予測など、福島原発事故の教訓を徹底的に踏まえた対策を構築すべきである。
  
7. 福島原発事故被害者の徹底救済と福井県に対する配慮について～東京電力はもちろんのこと、国においても福島原発事故被害者に責任を持って対応するとともに、福井県の今までの努力に対して配慮を～
  - 京都府と滋賀県は、東日本大震災直後から関西広域連合の一員として共同して、福島県の復旧・復興支援に取り組んできたところであり、その受難のありさまを目の当たりにしてきた。福島原発事故の健康上、環境上、社会経済上の影響は甚大であり、その救済を国は東京電力に任せることなく、自ら徹底的に救済に当たることが信頼確保のためにも必要である。
  - また、関西では1970年代初頭より、若狭湾岸の原子力発電所により、安定的な電力の供給をいただき、関西の都市化と経済発展を可能としてきた。その間にとられた福井県の安全確保の努力を多とし、感謝の気持ちを込め、経済面等、福井県に対する国としての全面的配慮を求めるものである。